

2017 年度研究報告会・セミナー

1. イスラーム世界の結婚最前線

日時：2017 年 10 月 22 日（日）14：00～17：00

場所：北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

講師：

(ア) 「現代エジプトにおける結婚の手続き」

竹村和朗（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）

(イ) 「離婚と結婚をめぐるいざこざーエジプトのイスラーム教徒の場合」

嶺崎寛子（愛知教育大学准教授）

(ウ) 「イランにおける結婚と離婚」

山崎和美（横浜市立大学准教授）

(エ) 「インドネシアにおける一夫多妻婚、秘密婚、異教徒間の結婚について」

大形里美（九州国際大学教授）

コメンテーター：阿部尚史（東京大学特任助教）

田中友紀（九州大学大学院・（公財）中東調査会協力研究員）

モデレーター： 田村慶子（北九州市立大学教授）

セミナーの概要

このセミナーは、「イスラーム世界の結婚最前線」と題し、エジプト、イラン、インドネシアのイスラーム教諸国の多様な結婚の実態を紹介しました。

エジプトでは、婚約に始まり、婚約の披露宴、新居や家財道具など結婚道具の準備、サダークと呼ばれるイスラーム法に従った花婿から花嫁への支払い金、結婚を公にする披露宴の開催と、経済的な負担が増加しています。

夫の離婚権はとて強く、妻には離婚権がありません。夫が3回離婚を宣言すると、離婚が成立し、もはや夫は離婚を取り消すことができません。夫は結婚契約書に書き込まれたマフルと呼ばれる金額を結婚前や離婚後に妻に支払わないといけません。

イランでも、イスラーム法に従った伝統的な結婚契約を締結し、婚約、結婚式（披露宴）、結婚式後の儀式（結婚翌日の祝宴）を行います。イランでは、結婚の申し出は、多くの場合始めに女性側の両親に持ち込まれ、両親が良縁であると判断した場合、はじめて正式なものになります。伝統的な結婚とは別に、婚前同棲や若い男女の行きずり婚が増加しているほか、後払いのマフルを払えず、投獄される男性もいるそうです。

インドネシアにおける多様な結婚の形態として、一夫多妻婚が紹介されました。賛成派は、聖典に妻は4人まで持つてよいと書かれている、預言者ムハンマドの慣行であり、未亡人を救うことができる、不倫よりも責任ある行為であるなどと主張する一方、反対派は、聖典に妻は一人にしておくのがいちばん良いと書かれている、平等に扱おうと思っても、平等にはできないなどと主張しています。インドネシアの国内でも、一夫多妻婚について、ジャカル

タの人々とロンボックの人々で、反対する人、賛成する人の割合がかなり異なり、地域差があります。花嫁の後見人（父親）の合意なしに秘密裏に行われる秘密婚は、宗教的には合法ですが、一般的な婚姻と異なり、宗務局に登録されないので、違法とされています。また、法律により、異教徒間の婚姻はできず、異教徒のカップルが結婚するには、どちらかが改宗しないとけません。

今後、日本社会はイスラーム教徒の人々が、留学生や社会人として身近に暮らす社会になる可能性があります。このセミナーが、イスラーム教徒の人々の暮らしを私たちが理解する一助になればと、しめくくられました。

2. それでも息子がほしい—ネパールの男児選好の現在—

日時：2017年12月15日（金）14：00～16：00

場所：北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

講師：佐野麻由子（福岡県立大学人間社会学部准教授）

Ms.Sangeeta Bhandari（ネパール NGO Sunrise Orphanage 代表）

セミナーの概要

ネパールでは、都市部、農村部、社会的階層の上下に関わらず、広く行われている女児の中絶が社会問題になっています。このセミナーでは2015年～2017年に実施した調査結果をもとに、その実態と社会的背景が紹介されました。

ネパールでは、1985年以降、女性100に対する男性の割合が105から107と高く、女児を中絶しているのではと疑われています。近年男児選好が顕著になった国の特徴として、①過渡期的な発展段階にある、②出生率の急激な低下がみられる、③出生前スクリーニング検査が一般に利用できず中絶手術が普及している、ことなどが挙げられます。ネパールでも、2002年に中絶が合法化され、以後顕著になっているという指摘もあります。2016年10月から翌年3月に実施した調査では、65.8%の人が男女同数の子どもを理想としている、息子が必要と回答した人は47%、20.2%の人が性別判定を受けた経験を持つ、性別判定後に中絶した人は16.6%でした。分析結果では、都市と農村を比べると、都市部の人々の方が男児を選好する、相対的に貧しい人、低学歴者、低カーストの人々が男児を選好しているようです。

サンギータ・バンダリさんから、ネパールでは「娘は不運とともに生を受ける」「男児の誕生は天国行きを約束する」といったことわざが紹介されたほか、「外では息子じゃなくても良いと言うが、心の中は別」、「息子が欲しくて、離婚して新たな妻を持つ人がいる」、「教育がある人でも男児ができやすいとされる妊娠時期を見計らう」といった補足がなされました。また、男児を望む理由として、父系社会であるため、家やカーストの存続には男性が必要、相続の優先順位は息子に与えられている、息子の嫁は両親の面倒を見てくれるが、結婚したら娘は他家の一員になってしまう、火葬の際に火をつけることができるのは男性、娘が嫁ぐ際のダウリー（女性から男性への持参金）が重荷になっている、といったことが考えら

れるとのことでした。

また、ネパールの少数民族の出稼ぎの視点から、以前は女性がインドの売春宿に行っていたが、NGOの活動などにより減少している一方、男性はアラブ、マレーシアや英国(グルカ兵)などに出稼ぎに行き、親に仕送りをしてくれる。そうしたことも男児を望む人が増えた要因ではないかと推測しています。

佐野麻由子先生は、当フォーラムの客員研究員として、2014-15年度の2年間調査研究をしていただきました。ネパールから日本へ雇用や留学を目的に入国する人々は年々増えており、2014年度末時点で、在留ネパール人は4万2千人超、男性2万8千人、女性1万4千人、都道府県別では東京1万4千人、福岡4千人、愛知3千人、以下千葉、神奈川などで、福岡で暮らすネパール人は、2006年の240人から8年間で17倍に増えているそうです。客員研究員研究で佐野先生には、こうした日本へ在留するネパールの人々の渡航理由、渡航手続き、日本でのネパール人コミュニティや保健医療などの状況について調査をしていただきました。

今回のセミナーは、佐野先生が交換留学生として滞在したネパールで出会ったサンギーター・バンドリさんと共同で調査されたネパールの子もたちが置かれている状況について、詳しくお話しいただきました。

3. 女性の人権から見る選択的夫婦別姓制度～女性差別撤廃条約と家族

日時：2018年2月4日(日) 14:00～16:00

場所：北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

講師：近江美保(長崎大学多文化社会学部教授)

セミナーの概要

2015年12月、最高裁判所は、夫婦同氏制に関する「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。」との民法750条の規定を合憲であると判断しました。その理由は、家族の呼称は1つに定めることが合理的で、婚姻前に築いた個人の信用や評価、実績などを維持する利益は、人格権の1つとまでは言えない、②夫の氏を選ぶ夫婦が多いのは、個々の夫婦の協議の結果である、③民法750条は、婚姻それ自体を制約するものではない、④夫婦同氏制は日本社会に定着している、というものでした。

この最高裁判決は、15人の裁判官による大法廷で開かれましたが、そのうちの3人の女性裁判官全員は、①改姓が女性の業績や実績等の法的利益に影響を与える状況が増加し、婚姻前の氏の使用希望には十分合理性がある、②夫の氏の選択は、女性の社会的・経済的・家庭的立場の弱さに基づいている、③夫婦同氏制の例外を認めないことは、個人の尊厳と両性の本質的平等に反している、④夫婦の氏が婚姻届の必要的記載事項とされ、婚姻の自由に不合理な要件を課している、という意見を付しました。

日本政府が1985年に批准した女性差別撤廃条約(189か国が締約)に基づき、女性差別

撤廃委員会は、日本政府に対して、①婚姻最低年齢を男女ともに18歳（現在は男性18歳、女性16歳）にすること、②女性（及び男性）が婚姻後も婚姻前の姓を維持できるようにすること、③離婚した女性に対する再婚禁止期間の廃止といった民法改正に関する勧告をしています。日本政府は、この勧告に関して取った措置を2年以内に委員会に報告することが求められています。

女性差別撤廃条約は、女子に対する差別を、性に基づく区別、排除または制限のうち、女性の平等な権利が守られないような効果を持つものと定義しています。また、法律、政策、プログラムあるいは慣行が、性別に関して中立的に見えるが、実際には女性に対して差別的な効果を有するものを間接差別と呼び、女性に対する直接及び間接差別のいずれもが存在しないことを確保しなくてはならない、としています。婚姻時に夫の氏が選択された割合が96%に及んでいる現状から、講師の近江先生はこれを間接差別と指摘しています。

最高裁判決後、商業登記簿の役員欄に通称併記が認められ（2015年2月）、裁判官・調停委員の旧姓使用が認められました（2017年9月）。また、2018年以降、住民票やマイナンバー、パスポートについても通称併記が可能となる予定です。

女性差別撤廃委員会の勧告に関して取った措置について、日本政府がどのように報告（2018年3月予定）するのが注目されています。

4. 第29回KFAW研究報告会

日時：2018年3月25日（日）14：00～16：00

場所：北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

テーマ及び報告者：

(ア) 「日本における外国人ケア労働者の受け入れと育成をめぐる現状と課題：ジェンダーの視点からの分析」

鹿毛理恵（東京福祉大学国際交流センター特任講師）

前山由香里（佐賀女子短期大学准教授）

(イ) 「アジアにおける性的マイノリティの人権と市民社会：台湾、シンガポール、日本の比較研究を中心に」

田村慶子（北九州市立大学法学部教授）

疋田京子（鹿児島県立短期大学准教授）